

しっかり守っていますか？

可燃ごみの持ち出ルール



・水切りができない
しっかり水切りしてください。



・分別ができない
金属類などが混ざっている。



・二重袋になっている
中が確認できません。
※プライバシー保護に係る
ようなごみは除きます。



・指定袋からはみ出している
袋の口は必ず結んでください。



・指定袋ではない
指定された袋で
持ち出してください。

・収集日、持ち出し時間を間違えている

カレンダーを確認し、必ず当日の朝8時までにステーションに持ち出してください。

※ 当日の午前8時までにステーションに持ち出す⇒燃えるごみ・ビン類・その他の不燃物類
※ 当日の午後1時までにステーションに持ち出す⇒金属類・容器包装プラ・ペットボトル

お願い

収集時間はごみの種類や量、道路事情などにより固定化できず、日々調整しています。よって、急きょ収集ルートを変更する場合があります。このため、可燃ごみは必ず当日の朝8時までに可燃ごみステーションに持ち出してください。

「このステーションはいつも10時頃の収集だから、10時前に出している」という方がいます。急きょ収集ルートを変更し、すでに収集が終わっていて、結果として収集されないこともあります。このような場合、残されたごみの管理は排出者でお願いすることになります。